

答 申 第 47 号  
令和 4 年 3 月 29 日

仙台市教育委員会 御中  
(教育局学校教育部教育相談課扱い)

仙台市個人情報保護審議会  
会長 中林 暁生

仙台市個人情報保護条例第 41 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

令和 3 年 8 月 17 日付け R3 教学相第 327 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

##### 諮問第 56 号

- (1) 「平成〇年〇月〇日付文書を〇〇中学校校長あて並びに仙台市教育委員会教職員課長あてに送付している。この文書対応に関して、教諭、学校及び市教委が作成した回答に係る会議録等文書又はそれらの保有する関係文書記録(学校及び市教委内で行われた会議録(全会議記録))。特に、平成〇年〇月上旬、校長と氏が保護者からの要望や教育長から指示を聞き入れず、学級編成を不適切な形で行ってしまったことや、始業式は登校できたが主幹教諭から言葉による体罰を受けたために、以後、学校不応適状態(長期の不登校)となってしまうことに関することで、学校長が市教委に呼び出しを受けたことに関する、教諭、学校及び市教委が作成した指導(会議)記録等文書又はそれらの保有する関係文書記録(市教委内で行われた会議録(全会議・指導記録))」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (2) 「平成 30 年 12 月 28 日、『【〇〇〇〇関連】『平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実認識、これまでの経緯等』を開示としている。その中で 28 番『事実認識』欄において、『平成〇年〇月頃には原案が作成されたが、最終版の提示は、父親の新たな苦情が加わったことなどから説明の機会を逸し、保留となった。』との記載がある。当然、保留となった『平成〇年度の個別の指導計画』は保護者に提示されることもなく、お蔵入りとなったわけである。よってこの個別の指導計画についての説明も無かったばかりか、実施すらされなかったものである。改めて、請求No.32, 請求No.33, 請求No.34, 請求No.46 に係ることについて『その他の事項について』に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (3) 「仙台市立〇〇中学校校長は平成〇年〇月〇日付回答書で、『当時の学年主任が説明いたし

ましたとおり、各教科とも定期考査や実技以外で評価の材料となるプリント課題や自由研究等の作成を提示しておりましたが、残念ながら提出がなく、評価に至ったとの経緯を確認しております。』と回答している。回答に書かれてある『各教科とも定期考査や実技以外で評価の材料となる特別なプリント課題の提示』について、教諭及び学校が作成した具体的な特別なプリント課題」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

- (4) 「仙台市立〇〇中学校校長は平成〇年〇月〇日付回答書で、『当時の学年主任が説明いたしましたとおり、各教科とも定期考査や実技以外で評価の材料となるプリント課題や自由研究等の作成を提示しておりましたが、残念ながら提出がなく、評価に至ったとの経緯を確認しております。』と回答している。回答に書かれてある『各教科とも定期考査や実技以外で評価の材料となる特別なプリント課題の提示』について、教諭及び学校が作成した具体的な特別なプリント課題」、「気持ちに寄り添いながら、引き続き組織として丁寧に対応するようなこと（個別への提示及び個別への説明）に係る、教諭、学校及び市教委が作成した調査記録文書又はそれらの保有する関係文書記録」及び「どのような学習目標（ねらい）の基で、どのような学習プリントを提示（準備）したのかについて関係文書記録」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (5) 「仙台市立〇〇中学校校長は平成〇年〇月〇日付回答書で、『当時の学年主任が説明いたしましたとおり、各教科とも定期考査や実技以外で評価の材料となるプリント課題や自由研究等の作成を提示しておりましたが、残念ながら提出がなく、評価に至ったとの経緯を確認しております。』と回答している。回答に書かれてある『各教科とも定期考査や実技以外で評価の材料となる特別なプリント課題の提示』について、教諭及び学校が作成した具体的な特別なプリント課題」、「気持ちに寄り添いながら、引き続き組織として丁寧に対応するようなこと（個別への提示及び個別への説明）に係る、教諭、学校及び市教委が作成した調査記録文書又はそれらの保有する関係文書記録」及び「どのような学習目標（ねらい）の基で、どのような学習プリントを提示（準備）したのかについて教諭、学校及び市教委が作成した記録文書又はそれらの保有する関係文書記録」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (6) 「平成〇年〇月〇日付文書を〇〇中学校校長あて並びに仙台市教育委員会教職員課長あてに送付している。この文書対応に関して、教諭、学校及び市教委が作成した回答に係る会議録等文書又はそれらの保有する関係文書記録（学校及び市教委内で行われた会議録（全会議記録））。特に、個別の指導計画については、『直接の面談において配布すべきであること』『文書内容については説明責任があること』『保護者の同意が必要であるはずであること』を訴えてきた。学校長からは、平成〇年〇月〇日付文書で『ご意見として今後活かしてまいりたいと存じます』と回答を受けてから、その後の対応が全くされていない。しかも、個別の指導計画に係る『評価』についても未だに受け取っていない。これまでに700回以上も文書や電話で催促しているが、全く返答が無い状態である。このことに関して、学校及び市教委が作成した回答に係る会議録等文書又はそれらの保有する関係文書記録（市教委内で行われた会議録（全会議記録））」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (7) 「仙台市教育委員会は、平成27年12月11日付『個人情報非開示決定通知書』H27 教学相

第 396-4 号において『請求内容に係る公文書については作成しておらず、請求された公文書は不存在です。』としている。当時、〇〇中学校側で当該事案の窓口として対応を行い、故意に隠し持っていたのは、教頭の γ 氏であった。しかし三年後、当方では平成 30 年 11 月 5 日付で改めて開示請求を行ったところ『平成〇年度個別の指導計画』の開示を受けた。当方では、上記公文書が『存在していた』ことに係る経緯説明・理由・謝罪等々について、これまで一度も回答を受けたことがない。その上、当方では上記に係ることについて、これまでに文書や電話にて学校や市教委（相談課及び教職員課）に対する問い合わせを 2000 回以上も行ってきている。また、γ 氏が『平成〇年度個別の指導計画』を〇〇本人や保護者に提示及び説明をせずに隠し持っていた事実についても何度も問い合わせている。さらに、市教委は何度も文科省から連絡及び指導や助言等を受けている。これらに関連することについて、学校や市教委が作成した記録文書又はそれらの保有する関係文書記録に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

- (8) 「令和〇年〇月〇日付け仙台市教育委員会教育長『回答書』〇〇教学相第 117-133 号及び同 〇〇教学相第 117-134 号では、『平成 27 年度の開示請求の際には、当該校において、個別の指導計画を作成中だったため、不存在となりました。その後、平成 30 年の開示請求の際には、個別の指導計画が作成されていたため、開示することができました。』旨の回答を行っている。このことは、別件の開示請求がなされたことを契機とした再調査の結果、回答を行うことができたのである。再調査の結果、『いつ』『誰が』『このような証言をしたのか』等々について、保有する関係文書記録等」、「再調査の『年月日』『聴き取り場所』『事情聴取された教員名』『聴き取り者名』『事情聴取内容』等々についても同様に保有する関係文書記録等」及び「γ 氏は平成〇年〇月に『平成〇年〇月の面談の際、理科や国語など一部の教科について、個別の指導計画を提示します。個別の指導計画の原案は既に完成しています。』旨の回答を行い、実際に平成〇年〇月に被害生徒の母親が、学年主任の β 氏との面談の際、理科や国語など一部の教科について個別の指導計画の提示を受けている。また、同様に γ 氏との面談時も同じように一部の教科について提示があった。しかし、その際、母親は学校側から個別の指導計画をもらえなかった。さらに別件の開示請求がなされたことを契機とした再調査の結果、『平成〇年〇月には、個別の指導計画が完成されていた』との理由で、当方は『平成〇年度個別の指導計画』の開示を受けている。このことは再調査の結果であり、証拠や証明となるものである。したがって、これらのことから、平成〇年〇月には、個別の指導計画の原案が完成されていた証拠や証明であると言える。しかし、これらの証拠や証明に反して再調査の結果、『いつ』『誰が』『このような証言をしたのか』等々について、保有する関係文書記録に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

## 1 審議会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った個人情報非開示決定は妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求は、当時未成年者であった審査請求人（以下「請求人」という。）の法定代理人である請求人の父が仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、請求人を代理して、請求人を本人とする以下の(1)から(8)までの個人情報（以下「対象個人情報」という。）の開示を請求したのに対し、実施機関が行った平成 30 年 12 月 28 日付け個人情報非開示決定、平成 31 年 3 月 11 日付け個人情報非開示決定、令和元年 11 月 21 日付け個人情報非開示決定及び令和 2 年 8 月 21 日付け個人情報非開示決定（以下これらを「原処分」という。）について、それらの処分の取消しを求めたものである。

- (1) 「平成〇年〇月〇日付文書を〇〇中学校校長あて並びに仙台市教育委員会教職員課長あてに送付している。この文書対応に関して、教諭、学校及び市教委が作成した回答に係る会議録等文書又はそれらの保有する関係文書記録（学校及び市教委内で行われた会議録（全会議記録））。特に、平成〇年〇月上旬、校長と氏が保護者からの要望や教育長から指示を聞き入れず、学級編成を不適切な形で行ってしまったことや、始業式は登校できたが主幹教諭から言葉による体罰を受けたために、以後、学校不応適状態（長期の不登校）となってしまうことに関することで、学校長が市教委に呼び出しを受けたことに関する、教諭、学校及び市教委が作成した指導（会議）記録等文書又はそれらの保有する関係文書記録（市教委内で行われた会議録（全会議・指導記録）」
- (2) 「平成 30 年 12 月 28 日、『【〇〇〇〇関連】『平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実認識、これまでの経緯等』を開示としている。その中で 28 番『事実認識』欄において、『平成〇年〇月頃には原案が作成されたが、最終版の提示は、父親の新たな苦情が加わったことなどから説明の機会を逸し、保留となった。』との記載がある。当然、保留となった『平成〇年度の個別の指導計画』は保護者に提示されることもなく、お蔵入りとなったわけである。よってこの個別の指導計画についての説明も無かったばかりか、実施すらされなかったものである。改めて、請求No.32, 請求No.33, 請求No.34, 請求No.46 に係ることについて『その他の事項について』」
- (3) 「仙台市立〇〇中学校校長は平成〇年〇月〇日付回答書で、『当時の学年主任が説明いたしましたとおり、各教科とも定期考査や実技以外で評価の材料となるプリント課題や自由研究等の作成を提示しておりましたが、残念ながら提出がなく、評定に至ったとの経緯を確認しております。』と回答している。回答に書かれてある『各教科とも定期考査や実技以外で評価の材料となる特別なプリント課題の提示』について、教諭及び学校が作成した具体的な特別なプリント課題」
- (4) 「仙台市立〇〇中学校校長は平成〇年〇月〇日付回答書で、『当時の学年主任が説明いた

- しましたとおり、各教科とも定期考査や実技以外で評価の材料となるプリント課題や自由研究等の作成を提示しておりましたが、残念ながら提出がなく、評価に至ったとの経緯を確認しております。』と回答している。回答に書かれてある『各教科とも定期考査や実技以外で評価の材料となる特別なプリント課題の提示』について、教諭及び学校が作成した具体的な特別なプリント課題」、「気持ちに寄り添いながら、引き続き組織として丁寧に対応するようなこと（個別への提示及び個別への説明）に係る、教諭、学校及び市教委が作成した調査記録文書又はそれらの保有する関係文書記録」及び「どのような学習目標（ねらい）の基で、どのような学習プリントを提示（準備）したのかについて関係文書記録」
- (5) 「仙台市立〇〇中学校校長は平成〇年〇月〇日付回答書で、『当時の学年主任が説明いたしましたとおり、各教科とも定期考査や実技以外で評価の材料となるプリント課題や自由研究等の作成を提示しておりましたが、残念ながら提出がなく、評価に至ったとの経緯を確認しております。』と回答している。回答に書かれてある『各教科とも定期考査や実技以外で評価の材料となる特別なプリント課題の提示』について、教諭及び学校が作成した具体的な特別なプリント課題」、「気持ちに寄り添いながら、引き続き組織として丁寧に対応するようなこと（個別への提示及び個別への説明）に係る、教諭、学校及び市教委が作成した調査記録文書又はそれらの保有する関係文書記録」及び「どのような学習目標（ねらい）の基で、どのような学習プリントを提示（準備）したのかについて教諭、学校及び市教委が作成した記録文書又はそれらの保有する関係文書記録」
- (6) 「平成〇年〇月〇日付文書を〇〇中学校校長あて並びに仙台市教育委員会教職員課長あてに送付している。この文書対応に関して、教諭、学校及び市教委が作成した回答に係る会議録等文書又はそれらの保有する関係文書記録（学校及び市教委内で行われた会議録（全会議記録））。特に、個別の指導計画については、『直接の面談において配布すべきであること』『文書内容については説明責任があること』『保護者の同意が必要であるはずであること』を訴えてきた。学校長からは、平成〇年〇月〇日付文書で『ご意見として今後に活かしてまいりたいと存じます』と回答を受けてから、その後の対応が全くされていない。しかも、個別の指導計画に係る『評価』についても未だに受け取っていない。これまでに700回以上も文書や電話で催促しているが、全く返答が無い状態である。このことに関して、学校及び市教委が作成した回答に係る会議録等文書又はそれらの保有する関係文書記録（市教委内で行われた会議録（全会議記録））」
- (7) 「仙台市教育委員会は、平成27年12月11日付『個人情報非開示決定通知書』H27 教学相第396-4号において『請求内容に係る公文書については作成しておらず、請求された公文書は不存在です。』としている。当時、〇〇中学校側で当該事案の窓口として対応を行い、故意に隠し持っていたのは、教頭の〇氏であった。しかし三年後、当方では平成30年11月5日付で改めて開示請求を行ったところ『平成〇年度個別の指導計画』の開示を受けた。当方では、上記公文書が『存在していた』ことに係る経緯説明・理由・謝罪等々について、これまで一度も回答を受けたことがない。その上、当方では上記に係ることについて、これまでに文書や電話にて学校や市教委（相談課及び教職員課）に対する問い合わせを2000回以上も行ってきている。また、〇氏が『平成〇年度個別の指導計画』を〇〇本人や保護

者に提示及び説明をせず、隠し持っていた事実についても何度も問い合わせている。さらに、市教委は何度も文科省から連絡及び指導や助言等を受けている。これらに関連することについて、学校や市教委が作成した記録文書又はそれらの保有する関係文書記録」

- (8) 「令和〇年〇月〇日付け仙台市教育委員会教育長『回答書』RO教学相第 117-133 号及び同 RO教学相第 117-134 号では、『平成 27 年度の開示請求の際には、当該校において、個別の指導計画を作成中だったため、不存在となりました。その後、平成 30 年の開示請求の際には、個別の指導計画が作成されていたため、開示することができました。』旨の回答を行っている。このことは、別件の開示請求がなされたことを契機とした再調査の結果、回答を行うことができたのである。再調査の結果、『いつ』『誰が』『このような証言をしたのか』等々について、保有する関係文書記録等」、「再調査の『年月日』『聞き取り場所』『事情聴取された教員名』『聞き取り者名』『事情聴取内容』等々についても同様に保有する関係文書記録等」及び「γ氏は平成〇年〇月に『平成〇年〇月の面談の際、理科や国語など一部の教科について、個別の指導計画を提示します。個別の指導計画の原案は既に完成しています。』旨の回答を行い、実際に平成〇年〇月に被害生徒の母親が、学年主任のβ氏との面談の際、理科や国語など一部の教科について個別の指導計画の提示を受けている。また、同様にγ氏との面談時も同じように一部の教科について提示があった。しかし、その際、母親は学校側から個別の指導計画をもらえなかった。さらに別件の開示請求がなされたことを契機とした再調査の結果、『平成〇年〇月には、個別の指導計画が完成されていた』との理由で、当方は『平成〇年度の個別の指導計画』の開示を受けている。このことは再調査の結果であり、証拠や証明となるものである。したがって、これらのことから、平成〇年〇月には、個別の指導計画の原案が完成されていた証拠や証明であると言える。しかし、これらの証拠や証明に反して再調査の結果、『いつ』『誰が』『このような証言をしたのか』等々について、保有する関係文書記録」

### 3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、概ね次のように要約できる。

- (1) 平成〇年〇月〇日付け要望書に対し実施機関が作成した回答に係る会議録等について（対象個人情報のうち 2 (1), (2) 及び (6) 関係）

請求人側が送付した要望書に対し、実施機関は回答書を作成しているのだから、作成に際し何らかの会議や打ち合わせが行われ、会議録等の文書が作成されていることは社会通念に照らして考えても当然といえる。

- (2) 校長が学級編制を不適切な形で行ってしまったこと及びδ教諭から言葉による体罰を受けたために請求人が長期の不登校となってしまったことについて校長が市教委に呼び出しを受けたことに関する記録文書について（対象個人情報のうち 2 (1) 関係）

〇〇中学校長が市教委から指導を受けたとすれば、「〇〇中学校へ出向いての指導」か「市教委に呼び出しての指導」となるはずであり、〇〇中学校の学校日誌や旅行命令簿、職員会議録、生徒指導記録簿等に記録があるはずである。また、δ教諭からの言葉による

体罰について〇〇中学校は事実を認めているため、実施機関が作成した記録文書が存在することは社会通念に照らして考えても当然といえる。

- (3) 平成〇年度及び平成〇年度に作成した「個別の指導計画」について（対象個人情報のうち2(2)関係）

請求人側は、平成〇年度から個別の指導計画の作成を求めているので、「平成〇年度の個別の指導計画」が存在するはずである。

- (4) 個別の指導計画についての「父親の新たな苦情」に係る記録文書について（対象個人情報のうち2(2)関係）

【〇〇〇〇関連】『平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実認識、これまでの経緯等』（開示資料番号95）において、「平成〇年〇月頃には原案が作成されたが、最終版の提示は、父親の新たな苦情が加わったことなどから説明の機会を逸し、保留となった。」と記載があることから、このことについての記録文書が存在することは、社会通念に照らして考えても当然といえる。

- (5) 個別の指導計画に係る「評価」を未だに受け取っていないことに関して実施機関が作成した回答に係る会議録等について（対象個人情報のうち2(2)及び(6)関係）

請求人は、個別の指導計画に係る「評価」を未だに受け取っていない。また、実施機関は教員による不適切な行為等の事実を認める回答を行っているのだから、実施機関（学校及び市教委）が具体的にどのような対応をしてきたのかが分かる文書が存在しているはずである。

- (6) 「平成〇年度 個別の指導計画」が、平成27年12月11日付けの個人情報非開示決定通知書では不存在である旨の回答をしているにもかかわらず、平成30年11月5日付けで新たに行った開示請求に対しては開示したことに関する文書について（対象個人情報のうち2(7)及び(8)関係）

「平成〇年度 個別の指導計画」について平成27年12月11日付けの個人情報非開示決定通知書では不存在である旨の回答をしているにもかかわらず、平成30年11月5日付けで新たに行った開示請求に対しては開示したことについて、これは当時の〇〇中学校の教頭が故意に隠し持っていたためである。これは懲戒処分規定に抵触し、また、文部科学省から何度も連絡、指導、助言を受けた事案である。よって、当該事案に係る「話し合い」「会議」「事情聴取」等が行われ、記録が残されていることは社会通念に照らして当然である。

当時〇〇中学校の教頭は、平成〇年〇月〇日に行われた謝罪の会において「平成〇年度の指導計画は作成すらしていない」と虚偽報告を行っている。これは明らかな非違行為であり、実施機関が教頭に対し事情聴取等を行い、記録に残すことは社会通念に照らして当然に行われる業務である。このような記録がなければ、個別の指導計画の開示決定について実施機関の認識を示した「令和〇年〇月〇日付け教育長名の文書」を作成することは不可能である。

また、教頭が「平成〇年度の指導計画は作成すらしていない」と回答していたにもかかわらず、「令和〇年〇月〇日付け教育長名の文書」において「平成27年度の開示請求の際に

は、個別の指導計画を作成中だった」と大きく回答を変えているので、実施機関において教頭に対する事情聴取等の再調査を行ったことは明らかである。

実施機関は、平成〇年〇月には個別の指導計画を面談において提示しており、また、教育長名の回答書には「平成〇年〇月以前には教育長から作成などの指導があった」と記載があることから、少なくとも平成〇年〇月には原案の作成を終えていたといえる。

- (7) 特別なプリント課題、「請求人の気持ちに寄り添いながら、引き続き組織として丁寧に対応すること（個別へのプリント課題の提示及び個別へのプリント課題の説明）」に係る調査記録文書等及びどのような学習目標の基でどのような学習プリントを提示したのかについての記録文書について（対象個人情報のうち2(2)、(3)、(4)及び(5)関係）

「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」（開示資料番号92）中の「各教科とも定期考査や実技以外で評価の材料となるプリント課題や自由研究等の作成を提示している」という記述が真実であるならば、「プリント課題作成時に被害生徒の学習状況を把握している」といえる。そして、仮に実態に合った特別な課題のプリントを作成しているのであれば、当該プリント課題に係る記録文書や評価、どのような学習目標（ねらい）の基で、どのような学習プリントを提示（準備）したのかについての記録が存在していることは社会通念に照らして考えても当然といえる。

#### 4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び口頭による説明において主張している主な内容は、次のとおりである。

- (1) 平成〇年〇月〇日付け要望書に対し実施機関が作成した回答に係る会議録等について（対象個人情報のうち2(1)、(2)及び(6)関係）

平成〇年〇月〇日付け要望書については、同趣旨の文書が平成〇年〇月〇日付け及び同年同月〇日付けで請求人の保護者から送付されており、これに対して実施機関が送付した「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」（開示資料番号92）で回答したとおりである旨の回答を平成〇年〇月〇日付けで行っている。この際、平成〇年〇月〇日付け要望書はそれ以前に請求人の保護者から送付されていた文書と同じ趣旨であることが明らかであったことから、当該要望書への回答にあたって改めての会議等は実施せず、担当職員が回答書の原案を作成し、決裁権者の承認を得て回答を行った。したがって、当該会議に係る記録等も作成しておらず、不存在である。なお、平成〇年〇月〇日付けで行った回答に係る起案文書は、当該回答書とともに、別途なされた請求人からの請求（請求書記載番号4番、45番、46番、51番及び53番）に基づき既に開示している（開示資料番号8）。

また、「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」（開示資料番号92）は、過去に請求人の保護者からの訴えを受け調査した結果を記録した文書（「〇月〇日付文書 事実関係 対照表」）や、学年主任や担任の教諭がこれまで見てきた請求人の普段の姿をもとに作成したものであって、これ以外に参考とした資料はなく、また、回答書の作成にあたって改めての会議等も行っていない。よって、「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」（開示資料番号92）に係る会議等の記録も不存在である。

平成〇年〇月〇日付け要望書への回答が平成〇年〇月〇日までなされなかったのは、近



接した日付（平成〇年〇月〇日付け）で同趣旨の文書が送付されたことを受け、実施機関において請求人側の誤りにより文書が重複したものと判断し、平成〇年〇月〇日付け要望書への個別の回答は不要としたためである。その後請求人側から平成〇年〇月〇日付け要望書について回答がないことを指摘されたため、平成〇年〇月〇日付けで改めて対応を行った。

なお、「〇月〇日付文書 事実関係 対照表」は、この請求を受ける前に行われた請求人からの請求（請求書記載番号 5 番、29 番、38 番、40 番、41 番、43 番及び 44 番）に基づき、既に請求人に対して開示している（開示資料番号 80）。

- (2) 校長が学級編制を不適切な形で行ってしまったこと及び δ 教諭から言葉による体罰を受けたために請求人が長期の不登校となってしまったことについて校長が市教委に呼び出しを受けたことに関する記録文書について（対象個人情報のうち 2 (1) 関係）

平成〇年度の学級編制については、「〇月〇日付文書 事実関係 対照表」（開示資料番号 80）のとおり、請求人の保護者の要望を受け、気の合う生徒と同じ学級にするなどの配慮を行っている。なお、学級編制の意図を平成〇年〇月の初登校日の前に請求人やその保護者に対して知らせていなかったことから、平成〇年〇月〇日に校長が請求人の母と面談し、事前連絡の不備を謝罪したうえで、学級編制に係る学校の判断について説明している。

請求人がその存在を主張する δ 教諭の言葉による体罰については、「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」のとおり、校長が関係教員に聴き取りを行った結果、δ 教諭と養護教諭が当日の下校時間やその方法を相談していた際に、請求人がその会話を聞いていたため「ここにいられたら困る」との趣旨の話をしたもので、請求人が主張するような「何時までいるんだ！」「いつ帰るんだ！」等の暴言ではなかったことを確認しており、このことは請求人の父に対して平成〇年〇月〇日に電話で説明している。

いずれの事案も、実施機関は、当時の謝罪及び説明により請求人の保護者から理解を得られたと判断しており、事案の発生後に市教委が校長を呼び出した事実はない。よって、請求に係る個人情報を記載した公文書は保有しておらず、不存在である。

なお、本件審査請求を受け、実施機関において〇〇中学校の学校日誌を確認したところ、当該呼び出しに関する記述は発見できなかった。また、旅行命令簿は保存期限の超過により既に廃棄されている。

「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」は、この請求を受ける前に行われた請求人からの請求（請求書記載番号 35 番、37 番、40 番、43 番、44 番、54 番、56 番、58 番、59 番、60 番、61 番、83 番、84 番、85 番及び 86 番）に基づき、既に請求人に対して開示している（開示資料番号 95）。

- (3) 平成〇年度及び平成〇年度に作成した「個別の指導計画」について（対象個人情報のうち 2 (2) 関係）

個別の指導計画は、当時、特別支援教育対象の児童生徒について作成されるものであったため、その対象ではなかった請求人について作成しなければならないという義務はなかった。平成〇年度の「個別の指導計画」は、平成〇年〇月頃に請求人の父から作成を求め

られたため、より良い学習支援を進めるために学校が作成した任意資料である。

よって、平成○年度時点においては請求人の父からの「個別の指導計画」の作成の要望はなく、また、作成の必要性も認められなかったことから、平成○年度の「個別の指導計画」は作成しておらず不存在である。

なお、平成○年度の「個別の指導計画」は、この請求を受ける前に行われた請求人からの請求（請求書記載番号 32 番、33 番、34 番及び 46 番）に基づき、既に請求人に対して開示している（開示資料番号 93）。

- (4) 個別の指導計画についての「父親の新たな苦情」に係る記録文書について（対象個人情報のうち 2 (2) 関係）

請求人は、個別の指導計画について、「【○○○○関連】平成○年○月○日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」（開示資料番号 95）に「父親の新たな苦情が加わったことなどから説明の機会を逸し、保留となった。」という記述があることから、「父親の新たな苦情」に係る記録文書が存在すると主張している。

苦情の内容については、「【○○○○関連】平成○年○月○日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」（開示資料番号 95）内の通番 28 番から 31 番の「対応状況」欄及び「平成○年○月○日付けの校長名の文書」（開示資料番号 92）の記載内容から確認でき、これ以外に「父親の新たな苦情」に係る記録文書は作成していない。

「父親の新たな苦情」は、請求人の父から送付された多数の文書において申し立てられたものであり、○○中学校においてはこれらの文書を参照することによって苦情の内容を把握していた。実施機関において「父親の新たな苦情」について上記以外に記録を作成する必要は特段なかったことから、請求に係る個人情報を記載した公文書は不存在である。

なお、いずれの文書も、別途なされた請求人からの請求に基づき既に開示している。

- (5) 個別の指導計画に係る「評価」を未だに受け取っていないことに関して実施機関が作成した回答に係る会議録等について（対象個人情報のうち 2 (2) 及び(6) 関係）

請求人は、個別の指導計画に対する評価を受け取っていないとしたうえで、これに関し実施機関が作成した回答に係る会議録等の開示を求めている。

実施機関は、個別の指導計画に対する評価は面談等において請求人の保護者に対し口頭で伝えられたものと認識している。よって、請求人が評価を受け取っていないことについて実施機関は回答を作成しておらず、会議録等も不存在である。

なお、特別支援教育対象の児童生徒に作成される個別の指導計画について、請求人の個別の指導計画が作られた平成○年度当時においては、参考様式は存在したものの、評価を書面で交付することまで義務づけられていなかった。また、請求人の個別の指導計画は上記(3)のとおり任意資料として作成されたものである。よって、評価を書面で交付していないとしても、事務の遂行上何ら不自然なことではない。

- (6) 「平成○年度 個別の指導計画」が、平成 27 年 12 月 11 日付けの個人情報非開示決定通知書では不存在である旨の回答をしているにもかかわらず、平成 30 年 11 月 5 日付けで新たに行った開示請求に関しては開示したことに関係する文書について（対象個人情報のうち 2 (7) 及び(8) 関係）

平成 27 年 12 月 11 日付けで行った個人情報非開示決定の前提となる開示請求は、平成 27 年 11 月 27 日付けで行われ、請求人の「学校（登校）復帰の支援計画」、「学習支援計画」（平成〇年分及び平成〇年分）及び「個別の支援計画」（平成〇年分及び平成〇年分）を対象としたものである。請求人が求める「学校（登校）復帰の支援計画」、「学習支援計画」及び「個別の支援計画」は、通常市立学校において作成される文書ではない。また、平成 30 年 12 月 28 日付けで開示された「個別の指導計画」は、上記(3)のとおり任意資料として作成されたものである。

【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」（開示資料番号 95）内の、「平成〇年〇月頃、父親が教頭や当時の 2 学年主任に対して計画の提出を求め、校長が 2 学年主任及び当時担任へ作成を指示した。母親との面談を踏まえ、〇月頃には原案が作成されたが、最終版の提示は、父親の新たな苦情が加わったことなどから説明の機会を逸し、保留となった。」という記述のとおり、平成 27 年 11 月 27 日付けで開示請求が行われた時点では原案が作成されていなかったため、文書不存在として非開示決定を行った。その後、平成 30 年 11 月 5 日付けの開示請求においては、請求日時時点で最終版が存在したことから当該文書を開示したものである。実施機関は 2 件の開示請求それぞれにおける文書の特定に矛盾はないと考えており、本件についての再調査や会議等もその必要はなく、行っていない。よって、請求に係る個人情報を記載した公文書は実施機関で保有しておらず、不存在である。

(7) 特別なプリント課題について（対象個人情報のうち 2 (2), (3), (4) 及び(5)関係）

請求人が主張の根拠としている「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」（開示資料番号 92）には、「プリント課題」に関する記述はあるものの、請求人がいうところの「特別なプリント課題」という文言は記載されておらず、請求人がどのような文書を想定しているのか判断できない。しかし、〇〇中学校においては、「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」（開示資料番号 92）のとおり、請求人が不登校状態になったことを受け、各教科担任の教諭が個別支援の一環として「プリント課題」を作成のうえ、請求人に対し提示している。しかしながら、請求人本人から課題の提出がなされなかったため、年度の切り替わりを機に作成した課題を廃棄している。よって、請求日時点では請求に係る個人情報を記載した公文書は保有しておらず、不存在である。

なお、市立学校においては、プリント課題の保存について特段の規定は存在しない。

(8) 請求人の気持ちに寄り添いながら、引き続き組織として丁寧に対応すること（個別へのプリント課題の提示及び個別へのプリント課題の説明）に係る調査記録文書等及びどのような学習目標の基でどのような学習プリントを提示したのかについての記録文書について（対象個人情報のうち 2 (2), (4) 及び(5)関係）

請求人は、個別のプリント課題が請求人に対し提示されているのであれば、プリント課題が作成された時点で、〇〇中学校は請求人の学習状況を把握しているはずであるとしたうえで、これに係る調査記録文書や、学習目標、学習プリントの内容を示す文書が存在するはずであると主張している。

通常、不登校等の個別の支援を必要とする生徒については、対象となる生徒のこれまで

の指導要録と、指導要領に定める各学年における学習到達基準と照らし合わせたうえで、本人にとって最も適切と思われる支援方法（プリント課題の配布や個別のテストの実施等）を個別に判断し、実施している。

請求人に対しても、上記と同様の対応をとっており、プリント課題は前年度の指導要録を基に各学科の教員が個々に作成したものであるが、指導要録以外には、請求に係る個人情報に記載した公文書は実施機関で保有しておらず、不存在である。

なお、請求人の指導要録は、この請求を受ける前に行われた請求人からの請求（請求書記載番号2番及び3番）に基づき、既に請求人に対して開示している（開示資料番号4及び5）。

## 5 別途開示された文書及び背景となった事案の概要

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における請求人の主張、並びに弁明書及び口頭による実施機関の説明によれば、本件開示請求の背景となった事案は概ね次のとおりである。

- (1) 請求人の父は〇〇中学校に対し請求人の個別の指導計画を作成するよう要望し、これを受けた〇〇中学校は個別の指導計画の作成を行った。なお、要望した時期について、請求人は平成〇年度中であると主張しているのに対し、実施機関は平成〇年〇月頃と主張している。
- (2) 請求人の父は、平成〇年〇月〇日付けで仙台市教育長、教育相談課長及び〇〇中学校長に対し、平成〇年〇月当時の請求人の担任教諭の発言等について事実関係の調査及び謝罪等を求める「通知書」を提出した。これを受け、〇〇中学校では校長が当該教諭から事情聴取するなどしたうえで、請求人の父の訴えと学校としての事実認識を対照表の形でまとめた「〇月〇日付文書 事実関係 対照表」（開示資料番号80）を作成し、教育相談課に報告を行った。教育相談課は、この報告を基に「平成〇年〇月〇日付けの教育長名の文書」（開示資料番号6）を作成し、これにより請求人の父に対し回答を行った。
- (3) 請求人の父は、平成〇年〇月〇日付け及び同年同月〇日付けで〇〇中学校長に対し、前校長、現校長及び教頭による謝罪の要求、請求人への個別配慮を要望する「要望書」及び「要望書②」を提出した。これを受け、実施機関は「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」（開示資料番号92）により請求人の父に対し回答を行った。
- (4) 請求人の父は、平成〇年〇月〇日付け及び平成〇年〇月〇日付けで〇〇中学校長に対し、前校長、現校長及び教頭による謝罪の要求、請求人への個別配慮を要望する「要望書」及び当該要望書への回答を求める「通知書」を提出した。これを受け、実施機関は「平成〇年〇月〇日付けの教育長名の文書」（開示資料番号8）により請求人の父に対し回答を行った。当該回答書には、平成〇年〇月〇日付け要望書について、「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」（開示資料番号92）で回答したとおりであることを記載した。
- (5) 請求人の父は、平成〇年〇月〇日付けで〇〇中学校長に対し、請求人の心身の不調について独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害給付制度に係る給付手続等を求める文書を提出した。これを受け、〇〇中学校は請求人の父からの訴えとそれに対する学校としての事実認識、これまでの請求人の父とのやり取りの経過等をまとめた「【〇〇〇〇

【関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」(開示資料番号 95)を作成したうえで、請求人の父から別途提出された平成〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けの文書に対するものと併せて、「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」(開示資料番号 7)により請求人の父に対し回答を行った。

- (6) 請求人の父は、令和〇年〇月〇日付け及び同年同月〇日付けで、仙台市長に対し、「平成〇年度の個別の指導計画」について、平成 27 年 11 月には文書不存在として非開示決定を受けたにも関わらず、平成 30 年 11 月には文書が開示されたことの説明を求める文書を提出した。これに対し実施機関は、「令和〇年〇月〇日付け教育長名の文書」により回答を行った。

## 6 審議会の判断

### (1) 対象個人情報の保有の有無について

実施機関は、請求人が開示を求めるような対象個人情報を記載した公文書は既に開示したものの以外には保有しておらず存在しないとしているのに対し、請求人は、社会通念に照らして考えても対象個人情報を記載した公文書が作成されており存在するはずであると主張するので、当審議会では条例第 48 条第 4 項の規定に基づき、実施機関に対し以下のとおり見分調査を行った。

ア 教職員課執務室に保管されている一連のファイル及び同課が保存している電磁的記録について、本件審査請求を受け令和 3 年 10 月 1 日に見分調査を行った。また、本件審査請求とは別に請求人の兄から申立のあった個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第 43 号から同第 47 号までの審議の過程においても見分調査を行っている。これらの調査は、いずれも請求人及び請求人の兄並びにその父母への対応に関係する記録を対象としており、二回の調査によって、教職員課執務室に保管されている全ての記録を確認した。

イ 教育相談課執務室に保管されている一連のファイル及び同課が保存している電磁的記録について、本件審査請求とは別に請求人の兄から申立のあった個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第 43 号から同第 47 号までの審議の過程で、請求人の兄及びその家族(請求人を含む)への対応に関係する全ての記録を確認した。

ウ 〇〇中学校に保管されている一連のファイル及び同校が保存している電磁的記録について、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報非開示決定に対する審査請求に係る、当審議会への諮問第 38 号から同第 40 号までの審議の過程で、請求人への対応に関係する全ての記録を確認した。

これら全ての調査の結果として、請求人に対し既に別途開示された文書以外には、本件対象個人情報を含む文書又は電磁的記録を発見することはできなかった。

### (2) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

## 審議会の処理経過

(諮問第 56 号)

年 月 日	内 容
令和 3. 8. 17	・ 諮問を受けた
令和 3. 8. 23	・ 実施機関（教育局学校教育部教育相談課）から弁明書の提出を受けた
3. 8. 24 (令和3年度第4回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
3. 8. 29 ～ 3. 9. 8	・ 請求人から反論書の提出を受けた
3. 8. 30	・ 請求人から口頭意見陳述の申出を受けた
3. 10. 28 (令和3年度第6回 個人情報保護審議会)	・ 請求人から口頭で意見を聴取した ・ 諮問に係る審議を行った
3. 12. 24 (令和3年度第8回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
4. 3. 1 (令和3年度第9回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った